

令和6年12月2日以降のお届出について（お願い）

日頃より、健康保険組合の事業運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年12月2日より、健康保険証の新規発行が廃止され、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに移行されますが、マイナ保険証を利用することができない状況にある方には、「資格確認書」を交付することになります。

それに伴い、令和6年12月2日以降のお届出につきまして、以下のとおりお示いたしますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

【資格確認書交付対象者】 マイナ保険証を利用できる状況にある方には、資格確認書は交付できません。

- A マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
- B ベビーシッターや介助者等の第三者が要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者をいう。）等に同行して資格確認を補助する必要がある者
- C マイナンバーカードを取得していない者
- D マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
- E マイナ保険証の利用登録解除を申請した者（登録解除者）
- F マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
- G マイナンバーカードの返納者

【確認事項】

資格取得届、被扶養者（異動）届（認定申請）、氏名、性別、生年月日等の変更届、任意継続被保険者資格取得申請書をご提出いただく際は、資格確認書が必要な方かどうかを必ず確認してください。（上記A～Gに該当している方のみ、資格確認書の交付申請が可能です。）

【資格取得届】

「紙またはPDF・Excelデータによる届出」

令和6年12月2日以降は、新様式で届出を提出してください。

- ・マイナ保険証を利用できる状況の方：⑫発行要否欄の記入は不要です。
- ・資格確認書の発行が必要な状況の方：⑫発行要否欄の「発行が必要」に✓を入れ、併せて資格確認書（再）交付申請書（紙またはPDF・Excelデータ）を必ず提出してください。

被保険者資格取得届	
氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
マイナンバー	
マイナ保険証の有効期限	
⑫ 資格確認書 発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要 ※資格確認書(再) 交付申請書添付

健康保険 資格確認書 (再) 交付申請書	
個人番号 (マイナンバー)	
氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要

「電子申請（マイナポータルまたは KW21-Connect）および電子媒体申請（CD）による届出」

日本年金機構の届書作成プログラムの新様式（健康保険組合提出用）に係る仕様チェック機能の対応は令和7年1月末頃となるとのことです。

新様式が公開されるまでの間は、以下の対応をお願いいたします。

なお、日本年金機構の届書作成プログラムを活用して健康保険組合提出用のファイルが作成可能となる時期については、改めてご連絡いたします。

- ・マイナ保険証を利用できる状況の方：現行の電子媒体届書データ（KPF0006）をそのままご提出ください。
- ・資格確認書の発行が必要な状況の方：現行の電子媒体届書データ（KPF0006）の備考欄に「資格確認書要」と入力した上で資格確認書（再）交付申請書の PDF または Excel データを併せてご提出ください。

【被扶養者異動届】

「紙または PDF・Excel データによる届出」

令和6年12月2日以降は、新様式で届出を提出してください。

- ・マイナ保険証を利用できる状況の方：発行要否欄の記入は不要です。
- ・資格確認書の発行が必要な状況の方：発行要否欄の「発行が必要」に✓を入れ、併せて資格確認書（再）交付申請書（紙または PDF・Excel データ）を必ず提出してください。

被扶養者(異動)届

健康保険 資格確認書(再)交付申請書

資格確認書発行要否 発行が必要
※ 資格確認書(再)交付申請書 添付

【氏名、性別、生年月日等の変更届、任意継続被保険者資格取得申請書】

被扶養者異動届と同様にてご対応ください。

【各届出に伴わず、上記 A~G に該当し、資格確認書を必要とする場合】

資格確認書（再）交付申請書をご提出ください。

【資格確認書の交付】

資格確認書（再）交付申請およびその交付は、事業主様経由で行うこととなっています。

資格確認書は、事業所様へ郵送いたしますので、対象の方にお渡しください。

任意継続被保険者様へは、ご自宅へ直送いたします。

【資格確認書の再交付】

紛失等の理由により資格確認書の再交付が必要になったときは、資格確認書（再）交付申請書と始末書をご提出ください。

なお、資格確認書の交付対象になる方が、令和7年12月1日（現行の健康保険証の有効期限）までに健康保険証を紛失した場合は、健康保険証の回収不能届と始末書に併せて資格確認書（再）交付申請書をご提出ください。

申請者の本人確認として以下の書類の提示もしくは写しの添付を求める場合があります。

1. 申請者本人の顔写真が確認できる身分証明書（運転免許証・パスポート等）
顔写真付の確認書類がない場合は、住民票などの公的な証明
2. 代理人申請の場合は、代理人の確認書類に加え、本人と代理人との関係がわかる書類等

【高齢受給者証、限度額認定証等、その他の証の取り扱い】

受診方法	a 高齢受給者証			b 限度額認定証			c 限度額適用・標準負担額減額適用認定証			d 特定疾病療養受療証		
	申請	交付	提示	申請	交付	提示	申請	交付	提示	申請	交付	提示
マイナ保険証	不要	なし	不要	不要	なし	不要	必要	なし	不要	必要	なし	不要
資格確認書	不要	あり	必要	必要	あり	必要	必要	あり	必要	必要	あり	必要

※医療機関における上記その他の証 a～d の情報確認について

- ・マイナ保険証を利用する場合は、提示をしなくても医療機関で確認できます。但し、c.d につきましては、事前に健保組合に申請することにより情報が反映されます。
- ・資格確認書を利用する場合は、資格確認書に併せて各証を提示しなければ、医療機関で確認ができません。また、b.c.d の交付については申請が必要です。

【資格確認書発行リストの送付】

事業所様へ資格確認書交付者リストを定期的に提供いたします。資格喪失時や券面変更（登録内容の変更）が生じた場合は、リストをご確認いただき、資格確認書の回収をお願いいたします。

事業所様におかれましても、資格確認書は、申請・交付・回収等のお手続きや管理が必要となり、業務において煩雑になります。

マイナ保険証の利用登録の推進に向けて、何卒ご協力をお願いいたします。